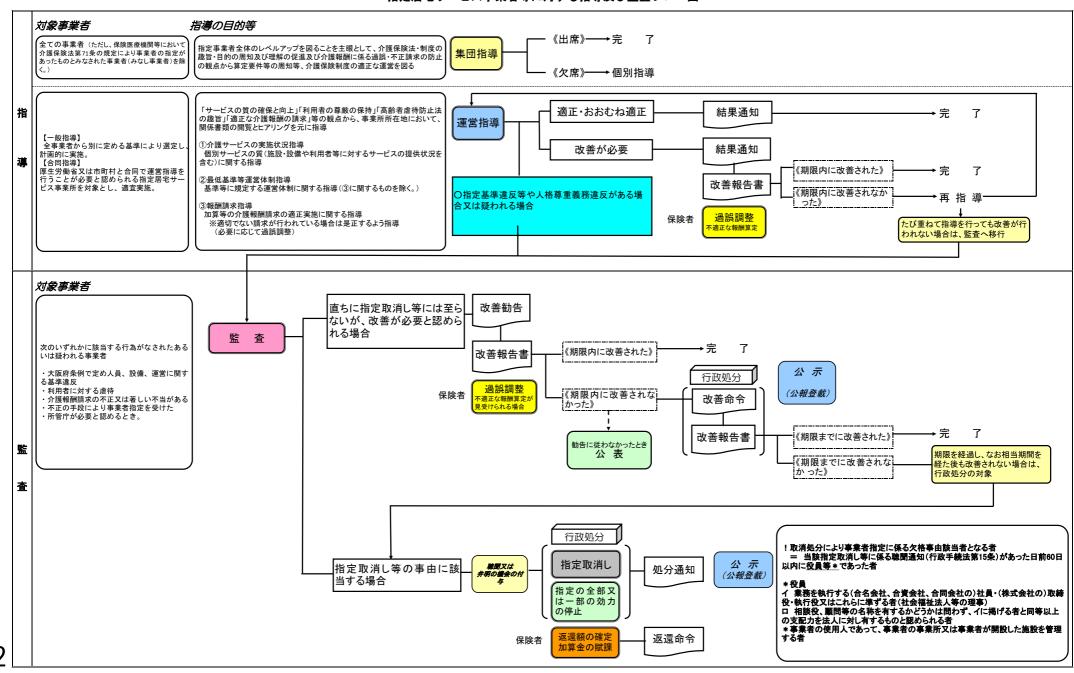
指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査

・指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法
・指定介護保険サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図
・指定介護保険サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】
指定居宅サービス
指定介護予防サービス
指定地域密着型サービスl
指定地域密着型介護予防サービス22
指定居宅介護支援2
指定介護予防支援33
・令和元年度~令和6年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例
居宅サービス39
地域密着型サービス4
居宅介護支援・介護予防支援4
・介護保険事業者における業務管理体制の整備4

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

事 者 所 庁 集団指導 集団指導 対象事業者 実施通知 全ての事業者。ただし、保険医療機関等において介 〇一定の場所に対象事業者を召集・動画の配信 護保険法第 71 条の規定により事業者の指定があっ 等の講習会方式により指導 たものとみなされた事業者(みなし事業者)を除く。 ○指導内容 ・運営指導における主な指導事項 出席 (視聴) 指定等の基準及び介護給付等の算定方法 介護保険制度の改正等の内容 欠席した事業者に対しては個別に指導すること <u>あり</u> 運営指導 対象事業者 運 党 指 道 【一般指導】 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、 全ての事業者の中から、別に定める基準により選定し 実施場所、準備すべき書類、運営指導担当者 実施通知 計画的に実施 等をあらかじめ事業者に通知して実施。ただ 【合同指導】 し、緊急を要するもの等については、当日通 厚生労働省又は市町村と合同で運営指導を行うことが 知して実施 指導実施 必要と認められる指定居宅サービス事業所を対象と し、適宜実施。 〇指定事業所又は法人事務所の所在地等にお いて、対象事業者から事前又は当日に提出 改善報告 を受け、又は閲覧に供された書類等を審査 するとともに、当該事業所等の管理者等か らヒアリングを行うことにより実施 再指導 〇指導内容 ①介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質(施設・設備や利用者 等に対するサービスの提供状況を含む) に関する指導 ②最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導 (③に関するものを除く。) 以下の監査対象に該当する場合は、監査を実施 ③報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関す る指導 ※適切でない請求が行われている場合は是 正するよう指導(必要に応じて過誤調整) 監査 対象事業所 実施通知 杳 次のいずれかに該当する行為がなされたあるいは疑わ 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、 れる事業者 実施場所、監査担当者等をあらかじめ事業者 大阪府条例で定める人員、設備、運営に関する基準違 に通知して実施。ただし、緊急を要するもの 監査実施 等については、当日通知して実施 ・利用者に対する虐待 ・介護報酬請求の不正 【行政上の措置】 ・不正の手段により事業者指定を受けた ○指定基準違反等が認められた場合、期限を定 改善勧告 めて基準を遵守すべきことを**勧告** 〇正当な理由がなく勧告に係る措置をとらな 改善命令 かったときは、期限内にその勧告に係る措置 をとるべきことを命令 ※期限を経過し、なお相当期間を経た後も、 改善報告 命令に違反する等、命令にかかる措置が改 善されない場合は、指定取消し等の処分対 【行政上の措置】 指定の取消し又は 指定の全部若しくは一部の効力 監査の結果、介護保険法第 77 条各号等 の停止 行政処分 に規定する、指定の取消し等ができる 【経済上の措置】 事実が確認された場合は、聴聞又は弁 不正受給した介護報酬の返還 明の機会の付与を経て行政処分 及び加算金の徴収(40/100)

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図



指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を太字で表記)	参照条文
(指定の取消し等) 第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号の2(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3	
	第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当

該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・)を引き続き滞納している者であるとき。

- 第6号 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第6号の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第7号 申請者が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第7号の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に

おける当該特定の日をいう。)までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止に ついて相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- 第8号 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号 の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当 該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届 出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 条第9項又は第 11 項の規定により当 に違反したと認められるとき。
- (2) 指定居宅サービス事業者が、第70 第70条第9項 都道府県知事は、第6項又は前項の意見を勘案し、第41条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業 の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
 - 該指定を行うに当たって付された条件 | 第70条第11項 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所 在する事業所が行う居宅サービスにつき第 1 項の申請があった場合において、厚牛労働省令で定める基準に従って、第 41 条第 1 項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 定に係る事業所の従業者の知識若しく は技能又は人員について、第74条第1 項の都道府県の条例で定める基準又は 同項の都道府県の条例で定める員数を 満たすことができなくなったとき。

(3) 指定居宅サービス事業者が、当該指 | 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(4) 指定居宅サービス事業者が、第74 条第2項に規定する指定居宅サービス | の事業の設備及び運営に関する基準に 従って適正な指定居宅サービスの事業 の運営をすることができなくなったと き。

大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(5) 指定居宅サービス事業者が、第74 認められるとき。

条第6項に規定する義務に違反したと | 第74条第6項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を 遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不 正があったとき。
- (7) 指定居宅サービス事業者が、第76 条第1項の規定により報告又は帳簿書 類の提出若しくは提示を命ぜられてこ れに従わず、又は虚偽の報告をしたと き。
- (8) 指定居宅サービス事業者又は当該指 定に係る事業所の従業者が、第76条第 1 項の規定により出頭を求められてこ れに広ぜず、同項の規定による質問に 対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁 をし、又は同項の規定による検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避したとき。た だし、当該指定に係る事業所の従業者 がその行為をした場合において、その 行為を防止するため、当該指定居宅サ ービス事業者が相当の注意及び監督を 尽くしたときを除く。
- (9) 指定居宅サービス事業者が、不正の を受けたとき。

第76条第1項 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅 サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下 この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示 を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者 等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係 る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物 件を検査させることができる。

手段により第 41 条第 1 項本文の指定 | 第 41 条第 1 項本文 | 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護 を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」 という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」と いう。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護 サービス費を支給する。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居 宅サービス事業者が、この法律その他 国民の保健医療若しくは福祉に関する 法律で政令で定めるもの又はこれらの 法律に基づく命令若しくは処分に違反 したとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居 宅サービス事業者が、居宅サービス等 に関し不正又は著しく不当な行為をし たとき。
- (12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

【33 法律】

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を太字で表記)	参照条文
(指定の取消し等)	
第115条の9 都道府県知事は、次の各号の	
いずれかに該当する場合においては、当該	
指定介護予防サービス事業者に係る第 53	
条第1項本文の指定を取り消し、又は期間	
を定めてその指定の全部若しくは一部の	
効力を停止することができる。	
115 条の2第2項第4号から第5号の	
2まで、第10号(第5号の3に該当す	第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に
る者のあるものであるときを除く。)、	処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第10号の2(第5号の3に該当する者	第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、
のあるものであるときを除く。)、第	又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
11号 (第5号の3に該当する者である	第10号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4
ときを除く。)又は第12号(第5号の	号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
3に該当する者であるときを除く。)	第10号の2 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに
のいずれかに該当するに至ったとき。	第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
	第 11 号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者
	が第4号がり第0号の3まじ、第0号の2又は第1号がり第3号まじのい94級がに該当りる省じめるとき。
	一 第5号の3 由書考が、社会保险タ注又は労働保险の保险料の熱収等に関する注急(昭和M 年注急第 84 号)の完めるとこ
	が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めることにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処理が、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等る。・・・)を引き続き滞納している者であるとき。

- 第6号 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の9第1項又は第115条の35 第6項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第6号の2 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第7号 申請者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第7号の2 申請者が、第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき 第115条の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として 厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知

した場合における当該特定の日をいう。)までの間に、第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当 該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号 第7号に規定する期間内に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、

- 同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又 は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当 該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 115 条の2第6項の規定により当該指 定を行うに当たって付された条件に違 反したと認められるとき。
- (2) 指定介護予防サービス事業者が、第 第 115条の2第6項 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第 53条第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適 正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- しくは技能又は人員について、第 115 条の4第1項の都道府県の条例で定め る基準又は同項の都道府県の条例で定 める員数を満たすことができなくなっ たとき。

(3) 指定介護予防サービス事業者が、当┃大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 該指定に係る事業所の従業者の知識若しサービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

予防サービスに係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準又は 指定介護予防サービスの事業の設備及 び運営に関する基準に従って適正な介 護予防サービスの事業の運営をするこ とができなくなったとき。

(4) 指定介護予防サービス事業者が、第一大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 115 条の4第2項に規定する指定介護|サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(5) 指定介護予防サービス事業者が、第 第 115条の4第6項 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づ 115 条の4第6項に規定する義務に違しく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

反したと認められるとき。

- (6) 介護予防サービス費の請求に関し不 正があったとき。
- (7) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の7第1項の規定により報告又 は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜ られてこれに従わず、又は虚偽の報告 をしたとき。
- (8) 指定介護予防サービス事業者又は当 該指定に係る事業所の従業者が、第 115条の7第1項の規定により出頭を 求められてこれに応ぜず、同項の規定 による質問に対して答弁せず、若しく は虚偽の答弁をし、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 したとき。ただし、当該指定に係る事 業所の従業者がその行為をした場合に おいて、その行為を防止するため、当 該指定介護予防サービス事業者が相当 の注意及び監督を尽くしたときを除 く。
- 正の手段により第 53 条第1項本文の 指定を受けたとき。

第 115 条の7第1項 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指 定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者で あった者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類 の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予 防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予 防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、 その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(9) 指定介護予防サービス事業者が、不┃第53条第1項本文 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの(以下 「居宅要支援被保 険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介 護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス (以下 「指定介護予防サービス」という。) を受けたと き・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービ ス費を支給する。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介 護予防サービス事業者が、居宅サービ ス等に関し不正又は著しく不当な行為 をしたとき。
- (12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、 身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、 理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、 精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、 再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

【33 法律】

条文(参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
条文(参照条文を太字で表記) (介護サービス情報の報告及び公表) 第115条の35 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	第4項 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
	第3項 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業 者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
(指定の取消し等)	
第78条の10 市町村長は、次の各号のいず	
れかに該当する場合においては、当該指定	
地域密着型サービス事業者に係る第42条	
の2第1項本文の指定を取り消し、又は	
期間を定めてその指定の全部若しくは一	
部の効力を停止することができる。	
(1) 指定地域密着型サービス事業者が、	
第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第	
5号の2まで、第9号(第5号の3に	第4号の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であると
該当する者のあるものであるときを除	き。
く。)、第10号(第5号の3に該当す	第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(介護保険法施行令第35
る者のあるものであるときを除く。)、	条の2)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第11号(第5号の3に該当する者であ	第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの(介護保険法施行令第35条の3)により罰金
るときを除く。) 又は第12号 (第5号	の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
の3に該当する者であるときを除く。)	第9号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者
のいずれかに該当するに至ったとき。	生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれ
	かに該当する者のあるものであるとき。
	第10号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所
	者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2
	又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
	第11号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所
	者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号
	から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
	第12号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所
	者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6
	号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

- 第5号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 第6号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第6号の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第7号 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第7号の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止につい

て相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の 理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由があ る法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由がある ものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第8号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(2) 指定地域密着型サービス事業者が、 第 78 条の2第6項第3号から第3号 第 78 条の2第6項 の4までのいずれかに該当するに至っ たとき。

- | 第3号 | 申請者 (認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあ るものであるとき。
- 第3号の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3まで のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 第3号の3 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3ま でのいずれかに該当する者であるとき。
- 第3号の4 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の 3までのいずれかに該当する者であるとき。
- 第1号 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生 活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取 り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、 当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で 当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合に おいては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過 しないものを含む。) であるとき。
- 第1号の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護に係る指定の申請者に限る。) が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共 同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。) を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合において は、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者

- で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 第2号 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第2号の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき 第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労 働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に おける当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止に ついて相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の 理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第2号の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による 指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (3) 指定地域密着型サービス事業者が、 第 78 条の2第8項の規定により当該 指定を行うに当たって付された条件に 違反したと認められるとき。
- (4) 指定地域密着型サービス事業者が、 当該指定に係る事業所の従業者の知識 若しくは技能又は人員について、第78 条の4第1項の市町村の条例で定める 基準若しくは同項の市町村の条例で定 める員数又は同条第5項に規定する指 定地域密着型サービスに従事する従業
- 第 78 条の2第8項の規定により当該 | 第 78 条の2第8項 市町村長は、第 42 条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するため 指定を行うに当たって付された条件に | に必要と認める条件を付することができる。
 - 第78条の4第1項 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い 市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。
 - 第78条の4第5項 市町村は、第3項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

- (5) 指定地域密着型サービス事業者が、 第 78 条の4第2項又は第5項に規定 する指定地域密着型サービスの事業の 設備及び運営に関する基準に従って適 正な指定地域密着型サービスの事業の 運営をすることができなくなったと き。
- 第78条の4第2項 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村 の条例で定める。

- (6) 指定地域密着型サービス事業者が、 第 78 条の4第8項に規定する義務に 違反したと認められるとき。
- (7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第114条の6において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 第78条の4第8項 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
 - 第28条第5項 市町村は、前項において準用する前条第2項の調査を第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、 地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条において 「指定居宅介護支援事業者等」という。)又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができ る。
 - 第27条第1項 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。
 - 第2項 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、 その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。
- (8) 地域密着型介護サービス費の請求に 関し不正があったとき。

- (9) 指定地域密着型サービス事業者が、 第78条の7第1項の規定により報告 又は帳簿書類の提出若しくは提示を命 ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報 告をしたとき。
- (10) 指定地域密着型サービス事業者又 は当該指定に係る事業所の従業者が、 第78条の7第1項の規定により出頭 を求められてこれに応ぜず、同項の規 定による質問に対して答弁せず、若し くは虚偽の答弁をし、又は同項の規定 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌 避したとき。ただし、当該指定に係る 事業所の従業者がその行為をした場合 において、その行為を防止するため、 当該指定地域密着型サービス事業者が 相当の注意及び監督を尽くしたときを 除く。
- (11) 指定地域密着型サービス事業者が、 本文の指定を受けたとき。

第78条の7第1項 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型 サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者 (以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。) に対し、報告若しくは帳簿書類の提出 若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型 サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型 サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、そ の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 不正の手段により第42条の2第1項 第42条の2第1項 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住 所地特例適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指 定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所に より行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対 し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(略)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要 介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サー ビスを受けたときは、この限りでない。
- 前各号に掲げる場合のほか、指定 (12)地域密着型サービス事業者が、この法 | 介護保険法施行令第35条の5各号

律その他国民の保健医療若しくは福祉 に関する法律で政令で定めるもの又は これらの法律に基づく命令若しくは処 分に違反したとき。

健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再牛医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法

【33 法律】

- (13) 指定地域密着型サービス事業者に による通知を受けたとき。
 - 係る老人福祉法第 29 条第 18 項の規定 | 老人福祉法第 29 条第 18 項 都道府県知事は、介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定(地域密着型特定施設入居者生活 介護の指定に係るものに限る。)を受けた有料老人ホームの設置者に対して第16項の規定による命令をしたときは、遅滞 なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。
 - 老人福祉法第29条第16項 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で 定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要が あると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、指定 地域密着型サービス事業者が、居宅サ ービス等に関し不正又は著しく不当な 行為をしたとき。
- (15) 指定地域密着型サービス事業者が 法人である場合において、その役員等 のうちに指定の取消し又は指定の全部 若しくは一部の効力の停止をしようと するとき前5年以内に居宅サービス等 に関し不正又は著しく不当な行為をし た者があるとき。
- (16) 指定地域密着型サービス事業者が 法人でない事業所である場合におい

て、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を しようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な 行為をした者であるとき。

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	
(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。	第115条の12第2項 第4号の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(介護保険法施行令第35条の2)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの(介護保険法施行令第35条の3)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第9号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
	第5号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

- 第6号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。) が、第115条の19 (第2号から第5号 までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消し の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係 る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起 算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知が あった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取 消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者によ る業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が 有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認め られるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第6号の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19(第2号から第 5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消 しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に 係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から 起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知 があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。) であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取 消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者によ る業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が 有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認め られるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第7号 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115条の 15第 2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日 から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第7号の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者 が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役 員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。) の管理者であった 者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第8号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事 業者が、第115条の12第4項第3号か 第115条の12第4項

ら第6号までのいずれかに該当するに 至ったとき。

- | 第3号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1 | 号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 第4号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 第5号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- 第6号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- 第1号 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 第1号の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- 第2号 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第2号の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき 第115条の19の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労 働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に おける当該特定の日をいう。)までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止 について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第2号の3 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役

- (3) 指定地域密着型介護予防サービス 事業者が、第115条の12第6項の規定 により当該指定を行うに当たって付さ れた条件に違反したと認められると き。
- 指定地域密着型介護予防サービス 事業者が、当該指定に係る事業所の従 業者の知識若しくは技能又は人員につ 条例で定める基準若しくは同項の市町 村の条例で定める員数又は同条第5項 に規定する指定地域密着型介護予防サ ービスに従事する従業者に関する基準 を満たすことができなくなったとき。
- (5) 指定地域密着型介護予防サービス事 業者が、第115条の14第2項又は第5 項に規定する指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準又は指定 地域密着型介護予防サービスの事業の 設備及び運営に関する基準に従って適 正な指定地域密着型介護予防サービス の事業の運営をすることができなくな ったとき。
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事 る義務に違反したと認められるとき。

- **員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理中があるものを除く。)の管理者であった** 者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第115条の12第6項 市町村長は、第54条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するた めに必要と認める条件を付することができる。

- いて、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の | 第 115 条の 14 第 1 項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める 基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならな
 - 第115条の14第5項 市町村は、第3項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる事項については、厚生 労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。
 - 第115条の14第2項 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定め る。

業者が、第 115 条の 14 第 8 項に規定す | 第 115 条の 14 第 8 項 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこ の法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (7) 地域密着型介護予防サービス費の請 求に関し不正があったとき。
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事 業者が、第115条の17第1項の規定に より報告又は帳簿書類の提出若しくは 提示を命ぜられてこれに従わず、又は 虚偽の報告をしたとき。

- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事 業者又は当該指定に係る事業所の従業 者が、第115条の17第1項の規定によ り出頭を求められてこれに応ぜず、同 項の規定による質問に対して答弁せ ず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同 項の規定による検査を拒み、妨げ、若 しくは忌避したとき。ただし、当該指 定に係る事業所の従業者がその行為を した場合において、その行為を防止す るため、当該指定地域密着型介護予防 サービス事業者が相当の注意及び監督 を尽くしたときを除く。
- (10) 指定地域密着型介護予防サービス 2第1項本文の指定を受けたとき。

第115条の17第1項 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域 密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事 業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。)に対 し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る 事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係 者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定 地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ ることができる。

事業者が、不正の手段により第54条の 第54条の2第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者 (以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。) に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市 町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密 着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サ ービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介 護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが

当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者 に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用と して厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給す る。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種 類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定 地域密着型介護予防サービス事業者 が、この法律その他国民の保健医療若 介護保険法施行令第35条の5各号 しくは福祉に関する法律で政令で定め るもの又はこれらの法律に基づく命令 若しくは処分に違反したとき。

健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法

【33 法律】

- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定 地域密着型介護予防サービス事業者 が、居宅サービス等に関し不正又は著 しく不当な行為をしたとき。
- (13) 指定地域密着型介護予防サービス 事業者が法人である場合において、そ の役員等のうちに指定の取消し又は指 定の全部若しくは一部の効力の停止を しようとするとき前5年以内に居宅サ ービス等に関し不正又は著しく不当な 行為をした者があるとき。

(14) 指定地域密着型介護予防サービス 事業者が法人でない事業所である場合 において、その管理者が指定の取消し 又は指定の全部若しくは一部の効力の 停止をしようとするとき前5年以内に 居宅サービス等に関し不正又は著しく 不当な行為をした者であるとき。

指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文(参照条文を太字で表記)	参 照 条 文
条文(参照条文を太字で表記) (指定の取消し等) 第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。	第79条第2項 第3号の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第4号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第4号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第8号 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第9号 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。
	第4号の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 第5号 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の

当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消し に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 第6号 申請者が、第84条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の 規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第82条第2項の規定に よる事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5年を経過しないものであるとき。
- 第6号の2 申請者が、第83条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第84 条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省 令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合におけ る当該特定の日をいう。)までの間に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について 相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第6号の3 第6号に規定する期間内に第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、 同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等 又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理中があるものを除く。)の管理者であった者で、 当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第7号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指 定に係る事業所の介護支援専門員の人 条例で定める員数を満たすことができ なくなったとき。
 - 員について、第81条第1項の市町村の | 第81条第1項 | 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員 を有しなければならない。
- 第2項に規定する指定居宅介護支援の 事業の運営に関する基準に従って適正 な指定居宅介護支援の事業の運営をす ることができなくなったとき。
- (3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条 第81条第2項 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

- められるとき。
- (4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条┃第81条第6項 指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を 第6項に規定する義務に違反したと認 │ 遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 委託を受けた場合において、当該調査 の結果について虚偽の報告をしたと き。
- 第28条第5項の規定により調査の 第28条第5項 市町村は、前項において準用する前条第2項の調査を第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、 地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条において 「指定居宅介護支援事業者等」という。)又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができ る。
 - 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して 市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令 で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせる ことができる。
 - 第27条第2項 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身 の状況、その置かれている環境その他厚牛労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、 市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。
- (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関 し不正があったとき。
- (7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条 第1項の規定により報告又は帳簿書類 の提出若しくは提示を命ぜられてこれ に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指 定に係る事業所の従業者が、第83条第 1項の規定により出頭を求められてこ れに応ぜず、同項の規定による質問に 対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁 をし、又は同項の規定による検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避したとき。た だし、当該指定に係る事業所の従業者 がその行為をした場合において、その 行為を防止するため、当該指定居宅介 護支援事業者が相当の注意及び監督を 尽くしたときを除く。
- 第83条第1項 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であ った者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者 等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に 係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して 質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係 のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の けたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定 居宅介護支援事業者が、この法律その 他国民の保健医療若しくは福祉に関す る法律で政令で定めるもの又はこれら の法律に基づく命令若しくは処分に違 反したとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定 居宅介護支援事業者が、居宅サービス 等に関し不正又は著しく不当な行為を したとき。
- (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等 のうちに、指定の取消し又は指定の全 部若しくは一部の効力の停止をしよう とするとき前5年以内に居宅サービス 等に関し不正又は著しく不当な行為を した者があるとき。

手段により第46条第1項の指定を受 第46条第1項 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護 支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅 介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居 宅介護サービス計画費を支給する。

介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療の確保に関する法律 社会福祉士及び介護福祉士法 義肢装具士法 精神保健福祉士法 言語聴覚士法 発達障害者支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再牛医療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法

【33 法律】

指定介護予防支援事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

て当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しない こととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 第5号の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算 して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指 定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管 理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を 考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生 労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 第6号 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった 日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の 届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しな いものであるとき。
- 第6号の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づ き第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生 労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合 における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の 廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第6号の3 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請 者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の 役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であ った者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 第7号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (2) 指定介護予防支援事業者が、当該指 定に係る事業所の従業者の知識若しく 24 第1項の市町村の条例で定める基 準又は同項の市町村の条例で定める員 数を満たすことができなくなったと *
 - は技能又は人員について、第 115 条の | 第 115 条の 24 第 1 項 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町 村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

- 条の24第2項に規定する指定介護予
- (3) 指定介護予防支援事業者が、第 115 ┃ 第 115 条の 24 第 2 項 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

防支援に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準又は指定介 護予防支援の事業の運営に関する基準 に従って適正な指定介護予防支援の事 業の運営をすることができなくなった とき。

- 条の24第6項に規定する義務に違反 したと認められるとき。
- (5) 介護予防サービス計画費の請求に関 し不正があったとき。
- したとき。
- (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指 定に係る事業所の従業者が、第115条 の27第1項の規定により出頭を求め られてこれに応ぜず、同項の規定によ る質問に対して答弁せず、若しくは虚 偽の答弁をし、又は同項の規定による 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した とき。ただし、当該指定に係る事業所 の従業者がその行為をした場合におい て、その行為を防止するため、当該指 定介護予防支援事業者が相当の注意及 び監督を尽くしたときを除く。

(4) 指定介護予防支援事業者が、第 115 │ 第 115 条の 24 第 6 項 指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく 命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(6) 指定介護予防支援事業者が、第 115 ┃ 第 115 条の 27 第 1 項 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業 条の 27 第 1 項の規定により報告又は | 者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者 (以下この項において 「指定介護予防支援事業者であった 帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜら ┃ 者等 | という。) に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に れてこれに従わず、又は虚偽の報告を【係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問 させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある 場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- (8) 指定介護予防支援事業者が、不正の けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介 護予防支援事業者が、この法律その他 国民の保健医療若しくは福祉に関する 法律で政令で定めるもの又はこれらの 法律に基づく命令若しくは処分に違反 したとき。

- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定 介護予防支援事業者が、居宅サービス 等に関し不正又は著しく不当な行為を したとき。
- (11) 指定介護予防支援事業者の役員等 のうちに、指定の取消し又は指定の全 部若しくは一部の効力の停止をしよう とするとき前5年以内に居宅サービス 等に関し不正又は著しく不当な行為を した者があるとき。

手段により第58条第1項の指定を受 第58条第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援 にあっては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護 予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居 宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法 児童福祉法 栄養士法 医師法 歯科医師法 保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 医療法 福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 社会福祉法 知的障害者福祉法 医薬品 の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法律 薬剤師法 老人福祉法 理学療法士及び作業療法士法 高齢者の医療 の確保に関する法律
社会福祉士及び介護福祉士法
義肢装具士法
精神保健福祉士法
言語聴覚士法
発達障害者支援 に関する法律 就学前の子どもに関する教育 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 再生医 療等の安全性の確保等に関する法律 国家戦略特別区域法 難病の患者に対する医療等に関する法律 公認心理師法 民 間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 臨床研究法

【33 法律】

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
堺市	指定の取消	訪問介護 (第1号事業含む)	実際に提供していないサービスを提供したかのように介護給付費を不正に請求し受領した。また、不正請求に関して、管理者が事実と異なる答弁を繰り返し行った。 介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営している当該訪問介護事業所において、介護給付費の不正請求及び虚偽の答弁があったため、介護予防訪問サービスについても同時に指定取消しを行うことととした。	第77条第1項第6号及び 第8号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 1,695,956円 (加算金含まず)
東大阪市	指定の取消	訪問介護	らず、必要な同一建物減算を行わず介護報酬を請求していた。さらに、複数回にわ	第77条第1項第6号及び 第10号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 3,832,808円 (加算金含む)
大阪府	指定の取消し (R1.5.1)	通所介護	事業開始時より、生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第77条第1項第9号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止3か月 (R1.8.1~10.31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握に ついて、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠っ た。	第77条第1項第4号	なし
茨木市	指定の効力の 全部停止3か月 (R1.8.1〜10.31)	訪問介護	・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。 ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・9体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。	第77条第1項第6号	不正請求に係る返還額 464,032円 (加算金含まず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の取消 (R1.10.31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成31年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。 また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第77条第1項第6号	不正請求に係る返還額 5,965,971円 (加算金含まず)
大阪市	指定の取消 (R1.10.31)	介護予防訪問 介護サービス 生活援助型 訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問 介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の9第6号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止3か月 (R1.12.1~R2.2.29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成30年の実地指導において指導を 受けたにもかかわらず、これを怠った。	第77条第1項第4号	なし
東大阪市	指定の取消 (R1. 12. 1)	訪問介護 (第1号事業含む)	とにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち1名が退職したとして事業の休止を届け出た	第77条第1項第9号及び 第10号 第115条の45の9第5号及 び第6号	なし
忠岡町	指定効力の 一部停止6か月 (R2.1.1~6.30)	通所介護 (第1号事業含む)	した。	第7条第1項第6号〜第9 号 第115条の45の9第2号及 び第5号	不正請求に係る返還額 50,298円 (加算金含まず)
大阪市	指定の取消 (R2. 4. 30)	訪問介護 (第1号事業含む)		第77条第1項第6号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 48,239,048円 (加算金含まず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
柏原市	指定の取消 (R2. 8. 31)	訪問介護 (第1号事業含む)		第77条第1項第7号及び 第8号 第115条の45の9第6号	なし
堺市	指定の取消 (R2.10.11)	訪問介護 (第1号事業含む)	実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。 実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員処遇 改善加算を不正に請求し受領した。	第77条第1項第6号 第115条の45の9第2号	不正請求に係る返還額 11,984,377円 (加算金含まず)
東大阪市	指定の効力の 全部停止6か月 (R3.2.1~7.31)	訪問介護 (第1号事業含む)	・指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービ	第77条第1項第6号及び 第10号 第115条の45の9第2号及 び第6号	不正請求に係る返還額 1,835,363円 (加算金含まず)
泉佐野市	指定の取消 (R3. 3. 24)	訪問介護	サービス提供を行っていないにも関わらず、これを行った旨を記載し た虚偽の サービス提供記録を作成し、介護給付費を請求、受領した。 また監査時に虚偽のサービス提供記録の報告を行った。	第77条第1項第6号及び 第7号	不正請求に係る返還額 126,218,000円 (加算金含まず)
八尾市	指定の取消 (R3. 3. 26)	訪問介護 (第1号事業含む)	一体的に運営している指定同行援護・居宅介護・重度訪問介護事業所において、 指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に違反する行為が認められた。	第77条第1項第10号	なし
堺市	指定の効力の 全部停止3か月 (R3.12.28~R4.3.27)	訪問介護 (第1号事業含む)		第77条第1項第5号及び 第6号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 4,549,335円 (加算金含まず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
茨木市	指定の取消 (R4. 5. 31)	訪問介護 (第1号事業含む)		第77条第1項第6号及び 第8号 第115条の45の9第2号及 び第6号	不正請求に係る返還額 約286,282円 (加算金含まず)
松原市	指定の取消 (R4. 7. 19)	訪問介護 (第1号事業含む)	・管理者が常時勤務していない期間があった。また、実態として管理者を配置していない期間があった。 ・実態としてサービス提供責任者を配置していない期間があった。 ・管理者による従業者の管理及び業務の管理等が一元的に行われておらず、また、従業者への運営基準遵守のための指揮命令もおこなわれていなかった。 ・サービス提供責任者が訪問介護計画を作成していなかった。また、サービス提供責任者が作成した訪問介護計画書を、サービス提供責任者が作成したかのように偽装した。 ・実態として配置すべき従業者の基準を満たしていなかった期間があるにも関わらず、これを指定権者に届け出ず事業を継続し、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていなかったにも関わらず、これを満たしているとする虚偽の計画書を提出し、当該加算分の介護給付費を不正に請求し受領した。 ・実態としてサービス提供責任者としての業務を行っていない者をサービス提供責任者とする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。 ・実際の配置日とは異なる日にサービス提供責任者を配置したとする虚偽の変更届出書を提出し、人員基準を満たしているかのように偽装した。		不正請求に係る返還額 約67,169,000円 (加算金含まず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
寝屋川市	指定の取消 (R5. 3. 31)	訪問介護	・高齢者虐待の事実(つなぎ服を着用させることによる身体拘束)があった。 ・少なくとも令和4年1月から8月までの間、1人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつ、サービスに入ったか不明でありながら、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。・少なくとも令和4年1月から8月までの間、事業所で勤務していることが出金記録で確認できない時間帯の訪問介護員の名前でサービス提供記録を作成し、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。・少なくとも令和4年1月から8月までの間、サービス提供記録にサービス提供時間又はサービスを提供した訪問介護員の名前がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護給付費の全部又は一部について、不正に請求し受領した。	第77条第1項第5号及び 第6号	不正請求に係る返還額 約26,000,000円 (加算金含む)
茨木市	指定の取消 (R5. 3. 31)	訪問介護 (第1号事業含む)	・法人代表者である管理者兼サービス提供責任者に対し、監査に係る帳簿書類の提	第77条第1項第3号、第6 号〜第9号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 7.276円 (加算金含まず)
寝屋川市	指定の効力の 全部停止3か月 (R5.3.31~R5.6.29)	訪問介護	・高齢者虐待の事実(つなぎ服を着用させることによる身体拘束)があった。 ・高齢者虐待の事実(暖房がある部屋であっても、寒さが厳しい時期に自力では起き上がることができない高齢者に掛布団をかけ床に放置した、及び緊急時への対応の検討がなされておらず、応援体制も構築されていなかった。)があった。	第77条第1項第5号	なし
大阪市	指定の取消 (R5.6.1)	訪問介護		第77条第1項第6号及び 第9号	不正請求に係る返還額 7,223,073円 (加算金含まず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の効力の 一部停止6か月 (R5.6.1~11.30)	訪問介護	利用者1名について、令和4年6月と令和4年9月に、サービスを提供していないにもかかわらず、提供したかのようにサービス実施記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。	第77条第1項第6号及び 第9号	不正請求に係る返還額 129,070円 (加算金含まず)
高槻市	指定取消 (R5. 6. 30)	訪問介護 (第1号事業、 生活援助含む)	る虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 (3)一体的に運営されている居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所(以下「別	第3号、第6号及び第7号	不正請求に係る返還額 952,817円 (加算金含む)
大阪府	指定の取消し (R5. 7. 1)	訪問看護	利用者A氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により 指定訪問看護を提供し、平成29年4月3日から平成31年2月28日までの間、当該利 用者に係る376回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 利用者B氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにも かかわらず、当該職員が提供したとし、平成29年4月1日から平成30年6月17日ま での間、当該利用者に係る267回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第4 星	不正請求に係る返還額 2,349,859円 (加算金含まず)

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
八尾市	指定の効力の 全部停止3か月 (R5.9.1~11.30)	訪問介護	①サービス提供責任者(管理者兼務)が、訪問介護員の業務の実施状況の把握等を 怠り、勤務実態のない訪問介護員の記名によるサービス提供記録に基づき、居宅介 護サービス費を不正に請求し受領した。 ②1人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があ り、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し 受領した。	第77条第1項第6号	不正請求に係る返還額 795, 781円 (加算金含む)
茨木市	指定の取消 (R5.12.31)	訪問介護 (第1号事業含む)	一体的に運営している指定居宅介護・重度訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に違反する行為が認められた。	第77条第1項第10号 第115条の45の9第6号	なし
東大阪市	指定の取消し (R6. 7. 1)	訪問介護	サービス提供の実態がないにも関わらず、架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。また、指定訪問介護と一体的に運営する指定障害福祉サービス事業において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反があった。	第77条第1項第6号及び 第10号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 2,796,753円 (加算金含む)
枚方市	指定の効力の 全部停止3か月 (R6.7.1~9.30)	訪問介護	令和5年2月から令和5年7月まで、喀痰吸引行為の必要な資格を持っていない 訪問介護員3名が喀痰吸引行為を少なくとも62回以上、経管栄養等の注入行為の同 じく必要な資格を持っていない訪問介護員1名が経管栄養等の注入行為を少なくと も1回以上行っていた。 管理者が、訪問介護員が必要な資格を持っていないことを少なくとも令和5年3 月には認識しながら、喀痰吸引行為や経管栄養等の注入行為の実施が必要、または 必要な可能性のある利用者に訪問するよう指示を行っていた。	第77条第1項第5号	なし
吹田市	指定の取消し (R6.8.30)	訪問介護	指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。	第77条第1項第9号	なし
大阪市	指定の効力の 一部停止6か月 (R6.10.1~R7.3.31)	訪問介護	少なくとも平成30年10月21日から令和6年6月28日の間、管理者兼サービス提供責任者について、従業者の業務の実施状況の把握及び従業者に法令を遵守させるための必要な指揮命令が行えていなかった。 少なくとも令和3年12月から令和6年2月の間、入居者7名分の訪問介護計画書について、実際に作成した担当者と異なる氏名で作成されているなど、適切に作成・保管されておらず、利用者及びその家族に対し、訪問介護計画書の内容を説明し、その内容の同意を得て、交付していることが確認できない事例があった。また、少なくとも令和4年1月から令和5年11月の間、入居者27人58月分のサービス実施記録について、実際にサービス実施記録の確認作業を行っていないサービス提供責任者の印鑑が押印されている事例があった。	第77条第1項第4号及び 第11号	なし

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
東大阪市	指定の効力の 全部停止6か月 (R6.10.1~R7.3.31)	訪問介護	住宅型有料老人ホームと同一建物内に拠点を置いてサービス提供を行っていたにもかかわらず、事業所の所在地について、有料老人ホームと隣接しない別の場所に移転したとする虚偽の所在地変更の届出を行い、不正に同一建物減算を免れて介護給付費を請求し受領した。	第77条第1項第6号及び 第11号 第115条の45の9第6号及 び第7号	不正請求に係る返還額 7,692,748円 (加算金含む)
泉大津市	指定の取消し (R6. 10. 22)	訪問介護 (第1号事業含む)	利用者1名に対し、平成31年2月から令和5年4月までの期間において、延べ 2,437件、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11年厚生省令第37号)第25条で禁止されている同居家族に対するサービスを提供 し、介護給付費を不正に請求、受領した。 利用者1名に対し、平成31年2月から令和5年6月までの期間において延べ214 件、生活援助と共に身体介護のサービスを行ったとしていたが、身体介護のサービ スを行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求、受領した。	第77条第1項第6号	不正請求に係る返還額 約250万円 (加算金含まず)
大阪市	指定の取消し (R7. 3. 1)	訪問介護	利用者30名について、少なくとも、令和4年10月から令和6年5月までの間、 サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供の記録を偽造し、提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。 監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービス提供をし、サービス提供の記録を作成していたと虚偽の答弁を行った。	第77条第1項第4号、第6 号及び第8号	不正請求に係る返還額 41,616,152円 (加算金含む)
大阪市	指定の取消し (R7.3.1)	訪問介護	利用者14名について、少なくとも、令和4年4月から令和6年5月までの間、 サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供の記録を偽造し、提供し たかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。 監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービス提供をし、サービス提供の 記録を作成していたと虚偽の答弁を行った。	第77条第1項第4号、第6 号及び第8号	不正請求に係る返還額 40,784,149円 (加算金含む)
大阪市	指定の取消し (R7.3.1)	訪問介護	利用者14名について、少なくとも、令和4年4月から令和6年5月までの間、 サービスを提供していないにもかかわらず、サービス提供の記録を偽造し、提供したかのように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。 監査の聴き取りに対して、複数の従業者が、サービス提供をし、サービス提供の記録を作成していたと虚偽の答弁を行った。	第77条第1項第4号、第6 号及び第8号	不正請求に係る返還額 50,087,419円 (加算金含む)
高槻市	指定の取消し (R6.7.31)	訪問介護 (第1号事業含む)	同一建物減算を逃れようとして、居宅介護サービス費の請求に関する不正を行った。 管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。 指定介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所 において、介護保険法に違反する事実があったため、指定介護予防訪問サービスに ついても同様の処分を行った。	第77条第1項第3号及び 第6号 第115条の45の9第1号及 び第6号	不正請求に係る返還額 1,722万円 (加算金含む)

地域密着型サービス

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
河南町	指定の効力の 一部停止3か月 (新規利用者受入) (R2.12.24~R3.3.23)	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	法人代表者が利用者の頬や下肢を強くたたくなどの身体的虐待及び食事の主食と おかずを混ぜて食べさせるなどの心理的虐待を行っていた。 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介 護において、人格尊重義務違反行為があった。	第78条の10第6号 第115条の19第11号	なし
大阪市	指定の効力の 一部停止6か月 (新規利用者受入) (R4.2.1~7.31)	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	前回監査(令和2年3月4日)において行った指導事項(質の向上のための計画的な研修、個別具体的な認知症対応型共同生活介護計画の作成)について、改善報告書を提出してきたにも関わらず、改善されていなかった。利用者に対し、身体的虐待、身体拘束、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待などが行われた。介護従事者が、令和元年12月15日以降に虐待を受けたと思われる利用者の写真を確認したにもかかわらず、本市への通報を怠っていた。介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、「介護保険法」及び「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の違反が行われた。	第78条の10第5号、第6 号及び第12号 第115条の19第11号	介護報酬請求の上限設定 7割(30%減額)
高槻市	指定の効力の 一部停止3か月 (新規利用者受入) (R6.3.1~5.31)	地域密着型 通所介護 ・介護予防 通所サービス		第78条の10第4号、9号	なし
高槻市	指定の効力の 一部停止3か月 (新規利用者受入) (R6.3.1~5.31)	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	・少なくとも令和4年12月から令和5年8月までの9か月間、複数の居室において、ナースコールの設置義務を果たさず、緊急時に職員を呼ぶ手段を入居者から剥奪していた。 ・令和5年2月から令和5年8月までの間、1つのユニットに配置されていたユニットリーダーが非常勤職員であった。また、令和5年10月1日から15日までの間、このユニットリーダーが別の事業所に配属されたにもかかわらず、このユニットリーダーが引き続き配置されているものとした勤務表を市に提出した。 ・長期間に渡り、複数の居室においてナースコールが設置されていなかった。 ・令和5年2月2日に行った運営指導において、運営推進会議が開催されていなかったため、おおむね2か月に1回以上開催するよう指導したにも関わらず、以後も開催していなかった。	第78条の10第4号〜第6 号	なし

居宅介護支援

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪市	指定の取消 (R1.10.31)	居宅介護支援	法人代表者であり管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成31年2月までの間、実際に行われていた訪問介護サービスに単位数を追加して虚偽作成した「給付管理票」を大阪府国民健康保険団体連合会に提出することにより、同法人が運営している訪問介護事業所における介護報酬の不正請求をほう助した。また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成した給付管理票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第84条第1項第11号	なし
熊取町	指定の効力の 全部停止3か月 (R2.6.30~9.29)	居宅介護支援	・特定事業所加算(III)の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員2名の人員配置を要するが、そのうち1名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成31年1月15日に特定事業所加算(III)の基準に適合しているものとして届出を行い、平成31年2月から平成31年4月までの期間に利用者65名に対し特定事業所加算(III)の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。・特定事業所加算(III)の算定にあたっては専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員3名の人員配置を要するが、そのうち1名は同法人の運営する有料老人ホームの業務に従事していたにも関わらず、平成31年4月8日に特定事業所加算(III)の基準に適合しているものとして届出を行い、令和元年5月から令和元年11月までの期間に利用者121名に対し特定事業所加算(III)にかかる特定事業所加算(III)のを超える部分の指定居宅介護サービス計画費を不正に請求し、受領した。	第84条第1項第6号	不正請求に係る返還額 1,590,092円 (加算額を含む)
東大阪市	指定の取消 (R2. 8. 1)	居宅介護支援	居宅介護サービス計画費の請求において、以下のとおり、運営基準減算に該当する状態にあるにもかかわらず、当該減算をすることなく不正にこれを請求した。・モニタリング結果を記録していない又はサービス担当者会議を開催していない。(利用者49名分)・サービス提供の開始に際し、複数事業者の紹介に関する事項及び選定理由の求説明に関する事項について文書交付による説明を行っていない。(利用者2名分)	第84条第1項第6号	不正請求に係る返還額 4,820,000円 (加算額を含む)
大東市	指定の効力の 全部停止1年 (R5.11.1~R6.10.31)	居宅介護支援	令和4年11月25日に市が同事業所で行った運営指導(介護サービス事業所の育成・支援を目的に、運営等が適正になされているか定期的に確認・指導するもの)において、運営基準違反を指摘し改善に向け指導したにも関わらず、令和5年5月18日に市の求めに応じ提出のあったケアプラン等の書類を点検したところ、運営基準違反が続いている状態が判明したことに伴い、令和5年6月7日以降、計3回にわたる監査を実施し、下記の違反を確認したため。	第84条第1項第3号	不正請求に係る返還額 1,324,038円 (加算額を含む)

介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの 不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



指定又は許可を受けている事業所数(みなし事業所(※)を除く)

【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生 局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

【厚生労働省所管事業者数】(令和6年3月末時点)

合計	小規模事業所等	中規模事業所等	大規模事業所等
192	46	93	53

(※) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

業務管理体制整備等の監督方法

